

建設工事に係る入札・契約事務の改善について

H29.4.1

苫小牧市では、建設工事に係る入札・契約の適正化を進めるため、次のとおり改善を実施します。

1 現場代理人の兼務に係る金額基準の引き上げについて

資料①

(1) 目的及び効果

現場代理人の常駐義務緩和の範囲を拡大し、入札参加機会の拡大を図ります。

(2) 改善内容 ※「苫小牧市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」の改正

本市が発注する予定価格が3,500万円未満の工事(建築一式工事は7,000万円未満)においては、2件まで現場代理人の兼務を認めます。

ただし、予定価格が1,000万円以上3,500万円未満の工事(建築一式工事は7,000万円未満)については、次に掲げる期間を除き兼務に係る工事の工事期間が重複していない場合に限り、現場代理人の兼務を認めます。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ③ 上記以外で、工事現場において作業等が行われていない期間

(現場作業終了後完成届提出までの期間についても兼務を認める)

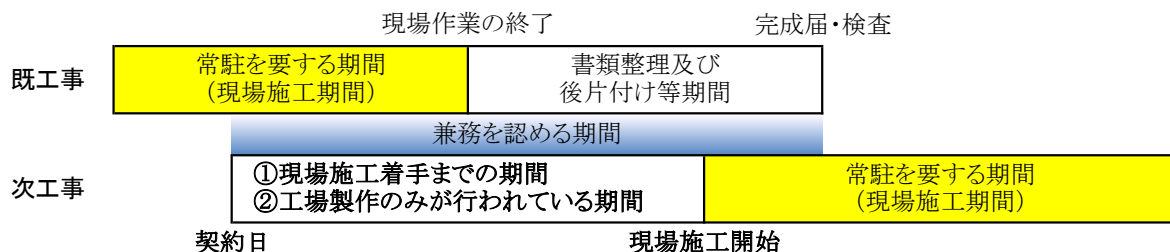
(3) 兼務を認める場合について

- ① 2件とも予定価格が1,000万円以上3,500万円未満の工事(建築一式工事は7,000万円未満)の兼務の場合、一方の工事が(2)の①～③のいずれかの期間であること
- ② 予定価格が1,000万円以上3,500万円未満の工事(建築一式工事は7,000万円未満)と1,000万円未満の工事の兼務の場合、予定価格が1,000万円以上3,500万円未満の工事(建築一式工事は7,000万円未満)が(2)の①～③のいずれかの期間であること
- ③ 2件とも予定価格が1,000万円未満の工事の兼務の場合、工事期間の要件なしで兼務可能。

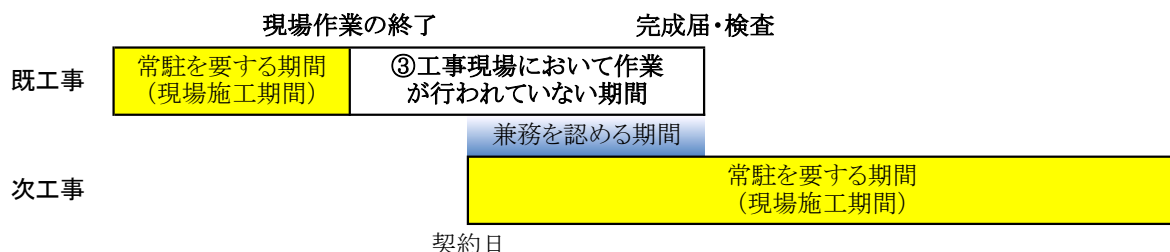
【兼務を認める場合の例】

予定価格が1,000万円以上3,500万円未満の工事(建築一式工事は7,000万円未満)の工事での兼務の例

例1) (2)の①及び②について、現場施工に着手するまでの期間又は工場製作のみが行われている期間内に既工事の現場作業が終了する場合



例2) (2)の③について、既工事が次工事の契約日までに現場施工が終了し、書類整理及び後片付け等のみが残っている期間である場合



(地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業のいずれかを活用)

(1) 目的及び効果

中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者(苫小牧市)に対して有する工事請負代金債権を譲渡することを発注者(苫小牧市)が認め、流動化を促進することにより、施工業者の資金調達の円滑化を図ります。

(2) 改善内容

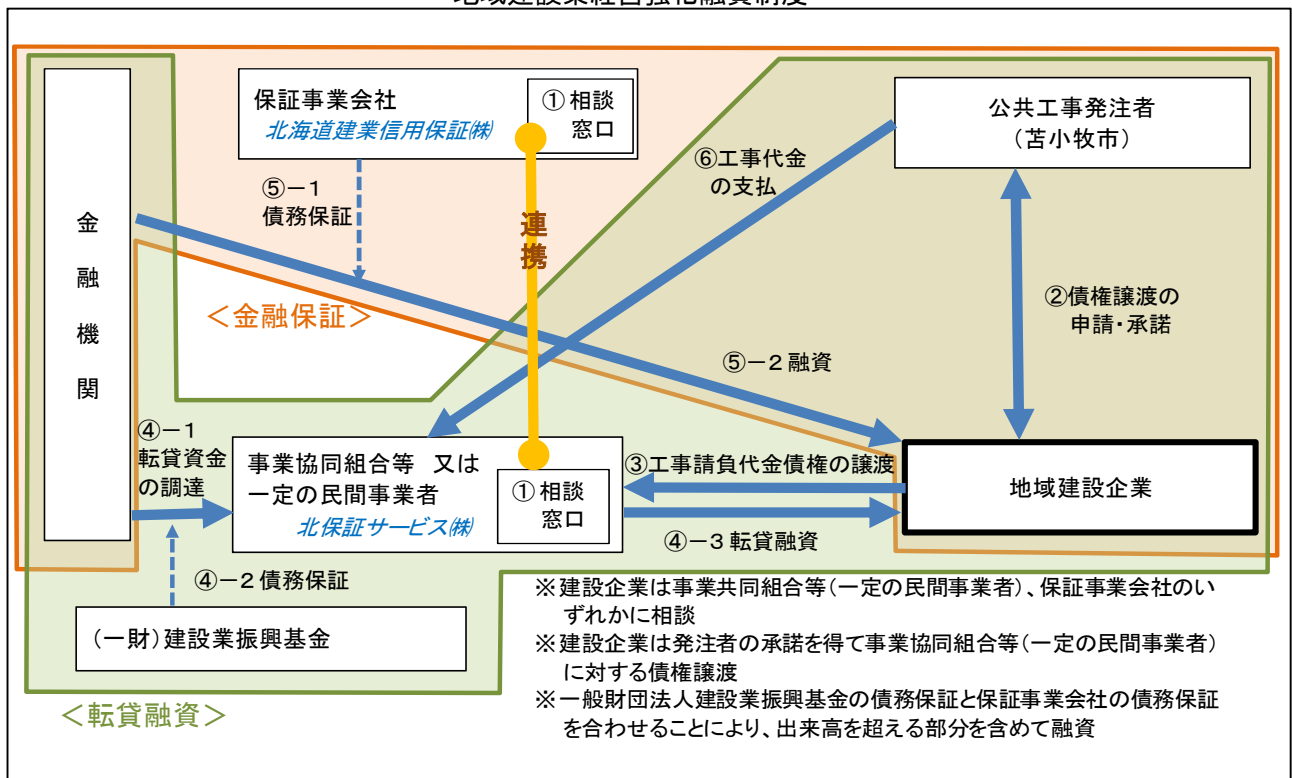
本市発注建設工事において、施工業者の資金調達の円滑化を図るため、工事完成前の工事請負代金債権を活用した融資制度に係る債権譲渡の事務の取扱いについて、「苫小牧市発注建設工事の請負における地域建設業経営強化融資制度及び下請セーフティネット債務保証事業の活用に係る債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領」を制定しました。

(3) 制度概要

地域建設業経営強化融資制度は、中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含めて流動化を促進する等により、建設業者の金融の円滑化を促進することを目的として、国土交通省により創設された制度です。請負代金債権を担保に(一財)建設業振興基金の債務保証を活用するため、相対的に低利での融資を受けられます。また、合わせて金融機関が受注者に当該工事の融資を行う場合に保証事業会社の金融保証を受けられるため、出来高を超える部分(未完成部分)を含めて融資を受けられます。

なお、融資申請に際し、債権譲渡先が受注者の下請業者等への支払状況等を確認します。

地域建設業経営強化融資制度



- ①公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者(以下「受注者」という。)は、融資の相談を行う。
- ②受注者は、発注者(苫小牧市)に対して、工事請負代金債権の譲渡の承諾を申請する。(工事完成前でも可。)発注者は、申請内容を確認し、承諾する。
- ③受注者は、発注者の承諾を得て、工事請負代金債権を事業協同組合等又は一定の民間事業者(以下「債権譲渡先」という。)に譲渡する。発注者は、申請内容を確認し、承諾する。
- ④債権譲渡先は、工事請負代金債権を譲渡担保に、受注者に対して工事の出来高(完成部分)の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達する。<転貸融資>
(一財)建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施する。

- ⑤保証事業会社の保証を利用する場合には、出来高を超える部分(未完成部分)も含め、金融機関から元請建設業者に対し融資を実施する。〈公共工事金融保証〉・・・地域建設業経営強化融資制度のみ
- ⑥債権譲渡先及び保証事業者は、工事完成後、発注者から支払われた工事請負代金から、債権譲渡先の融資(④-3)及び保証事業会社の保証に係る融資額(⑤-2)を清算の上、受注者に残余を返還。

下請セーフティネット債務保証事業は、工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡することを発注者が認め、これを担保として、債権譲渡先が(一財)建設業振興基金の債務保証を得て金融機関から借り入れた転貸融資資金を、受注者に対して出来高の範囲内で融資する制度です。

また、融資に際し、債権譲渡先が受注者の下請業者等への支払状況等を確認するとともに、万が一受注者(元請業者)が倒産に至った場合には、債権譲渡先が元請業者に代わって下請業者等へ支払いを行うことができます。

(4)対象企業

本市発注の建設工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者 (JVでの利用可能。)

※中小・中堅元請建設業者は、原則として資本の額若しくは出資の総額が 20億円以下又は常時使用する従業員の数が 1,500人以下の建設業者とする。

(5)対象工事

本市発注の建設工事。ただし、以下の工事を除く。

- ・債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、工期の最終年度に到達していない工事
(次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満である工事については対象とし、債権譲渡は一括して行う。)
- ・履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
- ・苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領に基づく調査基準価格を下回って落札し、契約した工事
- ・その他市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

※本市発注の建設工事について、下請セーフティネット債務保証事業では、前払金の支払いを受けた工事が対象となります。

(6)債権譲渡先

事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。)又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者。

北保証サービス(株)(北海道)	TEL:011-241-8654	経営強化融資
(株)建設経営サービス(東日本)	TEL:03-3545-8534	経営強化融資・下請セーフティ
(株)建設総合サービス(西日本)	TEL:06-6543-2848	経営強化融資・下請セーフティ

(7)債権譲渡の承諾する時点

地域建設業経営強化融資制度	当該建設工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降
下請セーフティネット債務保証事業	当該工事の出来高が、前払いがなされた金額以上に到達したと認められる日以降

(8)支払計画等の提出

受注者は、融資を受ける際に、融資申請時までの下請負人等への支払い状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請負人等への支払計画等を事業協同組合又は民間事業者に提出し、事業協同組合又は民間事業者において確認を行います。

(9)譲渡債権が担保する範囲

当該工事に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が受注者に対して有するその他の債権を担保するものではありません。

(10)保証事業会社による金融保証 ※地域建設業経営強化融資制度のみ

本制度に係る保証事業会社による金融保証は、前払金の支払いを受けた建設工事を対象とし、受注者が金融機関から公共工事に関する資金の貸付を受ける場合において、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第19条第1号の規定に基づきその債務を保証します。

保証範囲は、当該公共工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金及び事業協同組合等又は民間事業者からの建設会社への融資額を控除した金額の範囲内となります。

道内における保証事業会社	北海道建設業信用保証㈱	TEL:011-221-2092
--------------	-------------	------------------

(11)実施時期

地域建設業経営強化融資制度	平成29年4月1日から平成33年3月末までの措置
下請セーフティネット債務保証事業	期限なし

(12)その他(申請書類等)

苫小牧市発注建設工事の請負における建設業経営強化融資制度及び下請セーフティネット債務保証事業の活用に係る債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領による。

3 各種試行要領の本格実施について

資料③～⑩

以下の制度について、これまでの試行により一定の定着が図られましたので、平成29年4月から本格運用とします。

- ①苫小牧市条件付一般競争入札実施要領(試行:H13.4.1～H29.3.31)(資料③)
- ②苫小牧市簡易型地域密着一般競争入札実施要領(試行:H17.4.1～H29.3.31)(資料④)
- ③苫小牧市工事等に係る予定価格の事前公表実施要領(試行:H12.9.20～H29.3.31)(資料⑤)
- ④苫小牧市工事等に係る予定価格の事後公表実施要領(試行:H21.3.27～H29.3.31)(資料⑥)
- ⑤苫小牧市公示用設計図書に係る質疑応答の公表実施要領(試行:H24.4.2～H29.3.31)(資料⑦)
- ⑥苫小牧市最低制限価格制度実施要領(試行:H24.4.2～H29.3.31)(資料⑧)
- ⑦苫小牧市工事費内訳書の提出等に関する実施要領(試行:H24.4.2～H29.3.31)(資料⑨)
- ⑧苫小牧市工事等設計に係る予定価格の積算内訳の公表に関する実施要領(試行:H24.3.1～H29.3.31)(資料⑩)

4 苫小牧市下請保護要綱と建設業相談窓口の周知について

資料⑪

(1)目的及び効果

苫小牧市発注建設工事に係る下請保護要綱は、下請業者の保護を図るため、元請業者の遵守すべき事項を定めています。すべての下請業者においても、この要綱に掲げる関係事項を知り、遵守に努めていただくことにより、下請保護の浸透と下請契約の適正化を図ります。

(2)改善内容

契約締結時において、本市の下請保護要綱、国・北海道における建設業の各種相談窓口の周知ポスターを配布します。受注業者におかれましては、工事現場事務所等への掲示をお願いします。

5 施工体制台帳の提出様式について

元請負人の責任において工事に携わる下請負人(一次、二次以降の全て)を明確にし、一次及び二次以下の下請負人の全てについて、「施工体制台帳」を作成し、下請契約締結後、速やかに市に提出してください。

その際、「下請契約(二次以下の下請を含む。)の書面の写し」と「施工体系図」を添付すること。

これらの書類は、下請契約内容に変更があった場合にも必ず提出してください。

※施工体制台帳の提出様式は、北海道指定様式(施工体制台帳1、2、3)を推奨します。

※施工体系図は、工事現場における下請負人の施工の分担関係を明示するため作成します。市に提出するとともに、工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。

苫小牧市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づき、発注者が現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととした場合の事務取扱について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 本市が発注する予定価格が3,500万円未満の工事（建築一式工事は7,000万円未満）においては、2件まで現場代理人の兼務を認めるものとする。なお、少額工事等及び見積工事は件数に含めないものとする。

2 前項の定めにかかわらず、予定価格が1,000万円以上3,500万円未満の工事（建築一式工事は7,000万円未満）については、次の各号に掲げる期間を除き兼務に係る工事の工事期間が重複していない場合に限り、現場代理人の兼務を認めるものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(3) 前2号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼務の届出)

第3条 前条第1項により、現場代理人の兼務をしようとする場合は、「現場代理人兼務届出書」（様式1）を市長に提出しなければならない。

(安全管理等)

第4条 受注者は、現場代理人を兼務させたことにより安全管理の不徹底による事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理等について、より一層の配慮をしなければならない。

(連絡体制)

第5条 常に市及び工事現場間の連絡が取れ、必要に応じて現場に立ち会うことができる体制を整えること。

(兼務の取消し等)

第6条 現場代理人の兼務をすることによって、現場の体制に不備が生じたとき又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

(営業所の専任技術者)

第7条 建設業法における営業所の専任技術者については、予定価格が500万円未満の工事1件に限り、現場代理人との兼務を認めるものとする。この場合、第3条から第6条までの規定を準用する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 苫小牧市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置試行取扱要領（平成23年4月1日施行）は、廃止する。

附 側

この要領は、平成25年11月1日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 側

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 側

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

様式 1

工事等記号番号	()
---------	-----

現場代理人兼務届出書

平成 年 月 日

苫小牧市長 様

住 所

名 称

代表者

印

現場代理人 _____ を兼務させたいので、次のとおり届出します。

なお、工事の施工に当っては、それぞれの監督員の指示に従い、安全管理及び工程管理に万全を期すことを誓約します。兼務が続行できないと判断された場合には、兼務を取りやめます。

工事 1 現在、現場代理人として従事している工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 まで
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事 2 上記代理人が、これから兼務しようとする工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 まで
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事 1	決裁年月日	課長 係長 係	工事監	

工事 2	決裁年月日	課長 係長 係	工事監	

○苫小牧市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 本市が発注する予定価格が<u>3,500万円未満の工事</u>(建築一式工事は7,000万円未満)においては、2件まで現場代理人の兼務を認めるものとする。なお、少額工事等及び見積工事は件数に含めないものとする。</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、予定価格が1,000万円以上<u>3,500万円未満の工事</u>(建築一式工事は7,000万円未満)については、次の各号に掲げる期間を除き兼務に係る工事の工事期間が重複していない場合に限り、現場代理人の兼務を認めるものとする。</p> <p>(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間</p> <p>(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間</p> <p>(3) 前2号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>附 側</p> <p>この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 本市が発注する予定価格が2,500万円未満の工事においては、2件まで現場代理人の兼務を認めるものとする。なお、少額工事等及び見積工事は件数に含めないものとする。</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、予定価格が1,000万円以上2,500万円未満の工事については、次の各号に掲げる期間を除き兼務に係る工事の工事期間が重複していない場合に限り、現場代理人の兼務を認めるものとする。</p> <p>(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間</p> <p>(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間</p> <p>(3) 前2号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>

苫小牧市発注建設工事の請負における地域建設業経営強化融資制度及び下請セーフティネット債務保証事業の活用に係る債権譲渡の承諾等に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、苫小牧市(以下「市」という。)が発注する建設工事を受注し、施工している中小又は中堅元請建設業者(原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とし、以下「受注者」という。)が当該工事に係る請負代金債権を担保として、地域建設業経営強化融資制度について(平成20年10月17日付け国総建整第154号)による地域建設業経営強化融資制度(以下「地域建設業経営強化融資制度」という。)及び公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について(平成11年1月28日付け建設省経振発第8号)による下請セーフティネット債務保証事業(以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。)を活用する場合において、苫小牧市工事請負契約約款(以下「工事請負契約約款」という。)第5条第1項ただし書の規定に基づき行う承諾に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市が債権譲渡を承諾できる工事は、次に掲げる工事を除いた工事とする。ただし、受注者が地域建設業経営強化融資制度を活用する場合は、この限りでない。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、工期の最終年度に到達していない工事
- (2) 履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
- (3) 苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領に基づく調査基準価格を下回って落札し、契約した工事
- (4) その他市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

2 前項ただし書に規定する場合は、同項第1号の工事であっても、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満であるものについては、対象とする。この場合において、債権譲渡は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めない。

(対象債権及び対象債権譲渡契約)

第3条 債権譲渡の対象となる債権は、受注者が市に対して有する工事請負契約の支払請求権とする。

2 当該債権譲渡に係る契約は、市長の承諾を得ることを停止条件とした停止条件付き債権譲渡契約とする。

(譲渡債権の金額の範囲等)

第4条 債権譲渡を承諾できる金額の範囲は、請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、債権譲渡後に当該工事請負契約が解除された場合には、出来高部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合の譲渡債権の金額は、変更後の請負代金額に基づき算定するものとする。

3 受注者は、工事請負契約の内容に変更が生じたときは、第6条に規定する債権譲渡先に対し変更契約書の写しを提出し、通知しなければならない。

(支払計画等の提出)

第5条 受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの債権譲渡の承諾を受けようとする工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を記載した支払状況・支払計画書を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。

(債権譲渡を承諾する時点等)

第6条 市長は、次に掲げる時点でなければ、債権譲渡を承諾しない。

(1) 地域建設業経営強化融資制度を利用する場合 当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降

(2) 下請セーフティネット債務保証事業を利用する場合 当該工事の出来高が、前払いがなされた金額以上に到達したと認められる日以降

2 市長は、承諾に当たっての出来高を確認する場合は、工事旬報等により確認するものとする。この場合において、債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事に係る出来高については最終年度の出来高予定額に対する出来高、第2条第2項に定める工事に係る出来高については当該工事全体に対する出来高とする。

(債権譲渡先)

第7条 市長は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)若しくは法令の規定に基づく公益法人である建設業者団体又は一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)が被保証者として適当と認める民間事業者(以下「債権譲渡先」という。)に対して受注者が債権譲渡を行う場合に、当該債権譲渡を承諾することができる。

(出来高確認)

第8条 債権譲渡先は、融資時に譲渡債権の担保価値を査定するために出来高確認を行うものとする。

2 債権譲渡先は、前項の出来高確認を行うため、事前に市長に対し工事出来高査定協力依頼書(様式第1号)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の依頼書の提出を受けたときは、債権譲渡先に対し工程に支障のない範囲で現場への立ち入りを承認するものとする。

(債権譲渡の承諾の申請)

第9条 債権譲渡の承諾を受けようとする受注者は、債権譲渡先と共同して、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を作成し、市長に申請をしなければならない。

(1) 譲渡債権の金額が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致している債権譲渡承諾依頼書(様式第2号(第2条第2項に定める工事については様式第3号)又は様式第4号) 3通

(2) 受注者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書の写し 1通

(3) 仕様書等で定める工事旬報等第6条に定める出来高の確認できる書類 1通

- (4) 発行から3か月以内の受注者の印鑑証明書 1通
- (5) 保証契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通
- (6) 契約の相手方が代理人(受任者)である場合(契約書に支店長印等を押印している場合)で、当該代理人が申請書類を提出するときは、当該代理人が債権譲渡の権限を有していることが確認できる委任状 1通

2 前項第6号に規定する場合であって、代表者(委任者)が申請するときは、同項第1号に規定する債権譲渡承諾依頼書に押印する印は、実印でなければならない。

(債権譲渡の承諾基準)

第10条 市長は、次に掲げる要件のすべてが満たされていることを確認した場合に、債権譲渡を承諾するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書

ア 地域建設業経営強化融資制度を選択した場合は、様式第2号(第2条第2項に定める工事については様式第3号)を、下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合は、様式第4号を使用し、必要事項が記載されていること。

イ 受注者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が工事請負契約書と一致していること。ただし、契約の相手方が代理人(受任者)であって、代表者(委任者)が申請するときは、債権譲渡依頼書の印及び商号等が、印鑑証明書と一致していること。

ウ 債権譲渡先が、第7条に定める者であること。

エ 当該工事が、第2条に定める対象工事であり、かつ、契約締結日、工事名、工事場所、工期に誤りがないこと。

オ 工事請負代金債権額、支払済の前払金額、中間前払金及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡をしようとする額(申請時時点)が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる工事請負代金債権の額と一致していること。

(2) 調印済みの債権譲渡契約証書の写し

ア 債権譲渡契約については、第3条第2項に定める停止条件付債権譲渡契約であること。

イ 受注者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名等が選択した制度に係る債権譲渡承諾依頼書と整合性が認められること。

(3) 工事旬報等

ア 当該工事の出来高が、2分の1以上であること又は前払いがなされた金額以上に到達したことを確認できること。

イ 記載事項が、工事請負契約書及び債権譲渡承諾依頼書の内容と相違がないこと。

(4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、当該保険又は保証に係る約款等により承諾が義務付けられているものである場合は、必要な承諾を受けている旨を証する書類

ア 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

イ 市に提出済みの保険又は保証証券等及び約款等と承諾書の記載内容が一致していること。

(5) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は工事請負契約約款第4-1条各号に該当する恐れがないこと。

(6) 受注者が、当該工事請負代金債権の債権者であること。

(債権譲渡の承諾手続)

第11条 市長は、受注者から申請書類を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、7日以内(苫小牧市の休日に関する条例(平成3年12月19日苫小牧市条例第17号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。)に承諾し、債権譲渡承諾書(様式第5号(第2条第2項に定める工事については様式第6号)又は様式第7号)2通を受注者に交付するものとする。

2 市長は、やむを得ない事由により交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できないときは、その旨を速やかに受注者に連絡する。

(債権譲渡の不承諾)

第12条 市長は、第9条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第10条の基準が満たされていることの確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、市長は、速やかに、承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書(様式第8号)2通を受注者に交付する。

(融資実行の報告書等の要求)

第13条 債権譲渡の承諾後、受注者及び債権譲渡先は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに、連署にて融資実行報告書(様式第9号(第2条第2項に定める工事については様式第10号))を市長に提出しなければならない。

2 受注者は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、地域建設業経営強化融資制度について(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号)記14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに、公共工事金融保証証書の写しを市長に提出しなければならない。

(請負代金の請求等)

第14条 第11条第1項の規定による債権譲渡の承諾を受け、工事請負契約に係る債権を譲り受けた債権譲渡先が当該債権の支払いを請求するときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。なお、債権金額の請求及び支払いは、契約の履行確認後でなければ行うことができないものとする。

(1) 工事請負代金請求書(様式第11号(第2条第2項に定める工事については様式第12号)) 1通

(2) 債権譲渡承諾書の写し 1通

(様式類の整備)

第15条 保証事業を実施するに当たって必要な債権譲渡先における取扱いや契約書その他の様式類等で本要領に定めのないもの(金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、下受注者の受益の意思表示書、受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書、公共工事金融保証証書等)は、保証事業の監督官庁や振興基金が定めたもの又は当該債権譲渡先が当該債権譲渡先の監督官庁、保証事業の監督官庁若しくは振興基金と協議の上、必要な手続を経て定めるものを使用するものとする。

(債権譲渡承諾後の部分払等の取扱い)

第16条 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事については、前払金、中間前払金及び部分払(第2条第2項に定める工事については、会計年度末における部分払を除く。)の請求はできないものとする。

(その他事項)

第17条 地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、債権譲渡の承諾を申請したことをもって、受注者の経営状況が不安定であるとみなし、不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以後締結される工事請負契約に係る請負代金債権及び施行日前に締結された工事請負契約であって施行日において請負代金債権が支払われていないものについて適用し、既に請負代金債権が支払われたものについては、なお従前の例による。

3 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は、平成33年3月末日までの間に限り行うものとする。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

苫小牧市長 様

譲受人 住所
氏名

印

工事出来高査定協力依頼書

下記の工事について、融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要がありますので、工事現場への立入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

1 工 事 名

2 受 注 者

3 立入り希望日時 年 月 日 時 分 から 時 分

4 現場立入者職氏名

5 連 絡 先 担当者名

電 話

F A X

様式第2号（第9条、第10条関係）

年 月 日

苫小牧市長 様

譲渡人 住所

氏名

印

譲受人 住所

氏名

印

債 権 譲 渡 承 諾 依 頼 書

譲渡人と譲受人間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人は、譲渡人が苫小牧市に対して有する下記の工事請負代金債権を譲受人に譲渡することにつき、苫小牧市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する承諾を依頼します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款第37条に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は、工事請負契約約款に定められた前金払、中間前払金及び部分払を債権譲渡承諾以降は請求いたしません。

記

1	工 事 名		
2	工 事 場 所		
3	契 約 締 結 日		
4	工 期	自 年 月 日	
		至 年 月 日	
5	① 請負代金額	金	円
	② 前払金額	金	円
	③ 中間前払金	金	円
	④ 部分払金額	金	円
	⑤ 債権譲渡額	金	円 (①-②-③-④)
	(年 月 日現在見込額)		

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

様式第3号（第9条、第10条関係）

年 月 日

苫小牧市長 様

譲渡人 住所
氏名

印

譲受人 住所
氏名

印

債 権 譲 渡 承 諾 依 頼 書

譲渡人と譲受人間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人は、譲渡人が苫小牧市に対して有する下記の工事請負代金債権を譲受人に譲渡することにつき、苫小牧市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する承諾を依頼します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款第37条に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は、工事請負契約約款に定められた前金払、中間前払金及び部分払（会計年度末における部分払を除く）を債権譲渡承諾以降は請求いたしません。

記

1	工 事 名						
2	工 事 場 所						
3	契 約 締 結 日						
4	工 期	自	年	月	日		
		至	年	月	日		
5	① 請負代金額	金				円	
	② 既払金額	金				円	
	③ 前払金額	金				円	
	④ 中間前払金	金				円	
	⑤ 部分払金額	金				円	
	⑥ 債権譲渡額	金				円 (①-②-③-④-⑤)	
			(年	月	日現在見込額)	

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

様式第4号（第9条、第10条関係）

年 月 日

苫小牧市長 様

譲渡人 住所
氏名 印

譲受人 住所
氏名 印

債 権 譲 渡 承 諾 依 頼 書

譲渡人と譲受人間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人は、譲渡人が苫小牧市に対して有する下記の工事請負代金債権を譲受人に譲渡することにつき、苫小牧市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する承諾を依頼します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対して当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに譲渡人の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約約款第37条に規定する瑕疵担保責任は、譲渡人に留保されることを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は、工事請負契約約款に定められた前金払、中間前払金及び部分払を債権譲渡承諾以降は請求いたしません。

記

- | | | | | | | | |
|---|-----------|---|---|---|---------|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | | | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | | | | | | |
| 3 | 契 約 締 結 日 | | | | | | |
| 4 | 工 期 | 自 | 年 | 月 | 日 | | |
| | | 至 | 年 | 月 | 日 | | |
| 5 | ① 請負代金額 | 金 | | | | 円 | |
| | ② 前払金額 | 金 | | | | 円 | |
| | ③ 中間前払金 | 金 | | | | 円 | |
| | ④ 部分払金額 | 金 | | | | 円 | |
| | ⑤ 債権譲渡額 | 金 | | | | 円 (①-②-③-④) | |
| | | (| 年 | 月 | 日現在見込額) | | |

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

様式第5号（第11条関係）

債権譲渡承諾書

苦契第 号

年 月 日

(譲渡人) 様

(譲受人) 様

苫小牧市長

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第37条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は工事請負契約約款に定められた前払金、中間前払金及び部分払を本承諾以降は請求できないものとします。

記

1 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款第26条第2項に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する苫小牧市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第32条第2項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の苫小牧市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5①請負代金額及び⑤債権譲渡額の金額は変更後の金額とする。

2 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに苫小牧市に融資実行報告書を提出すること。

3 譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに苫小牧市に提出すること。

4 当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。

5 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

6 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、苫小牧市は関与しないこと。

様式第6号（第11条関係）

債権譲渡承諾書

苦契第 号

年 月 日

(譲渡人) 様

(譲受人) 様

苦小牧市長

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第37条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は工事請負契約約款に定められた前払金、中間前払金及び部分払（会計年度末における部分払を除く）を本承諾以降は請求できないものとします。

記

1 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款第26条第2項に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する苦小牧市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第32条第2項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の苦小牧市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5①請負代金額及び⑥債権譲渡額の金額は変更後の金額とする。

2 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに苦小牧市に融資実行報告書を提出すること。

3 譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに苦小牧市に提出すること。

4 当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。

5 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

6 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、苦小牧市は関与しないこと。

様式第7号（第11条関係）

債権譲渡承諾書

苦契第 号
年 月 日

（譲渡人） 様

（譲受人） 様

苦小牧市長

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第37条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は工事請負契約約款に定められた前払金、中間前払金及び部分払を本承諾以降は請求できないものとします。

記

1 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款第26条第2項に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する苦小牧市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第32条第2項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の苦小牧市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5①請負代金額及び⑤債権譲渡額の金額は変更後の金額とする。

2 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに苦小牧市に融資実行報告書を提出すること。

3 当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び譲渡人倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

4 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5 譲渡人倒産時等の下請負人等の保護に関しては、譲渡人及び譲受人が責任を持って行うこととし、苦小牧市は関与しないこと。

様式第8号（第12条関係）

苦契第 号
年 月 日

譲渡人
（請負事業者） 様
譲受人
（金融機関等） 様

苦小牧市長



債権譲渡不承諾通知書

年 月 日付けで依頼のありました債権譲渡承諾依頼につきましては、下記の理由により承諾できません。

記

- 1 工事名
- 2 承諾しない理由

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

苫小牧市長 様

譲渡人 住所
氏名

印

譲受人 住所
氏名

印

融資実行報告書

譲渡人が苫小牧市に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付で御承諾いただきましたが、譲渡人譲受人間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して、金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたので、報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は譲受人の下記振込口座にお振込ください。

なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- | | | | | | |
|---|-----------|---|---|---|-------------|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | | | | |
| 3 | 契 約 締 結 日 | | | | |
| 4 | 工 期 | 自 | 年 | 月 | 日 |
| | | 至 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | ① 請負代金額 | 金 | | | 円 |
| | ② 前払金額 | 金 | | | 円 |
| | ③ 中間前払金 | 金 | | | 円 |
| | ④ 部分払金額 | 金 | | | 円 |
| | ⑤ 債権譲渡額 | 金 | | | 円 (①-②-③-④) |
| | | (| 年 | 月 | 日現在見込額) |

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

[振込口座]

- 振込希望金融機関
銀行 本・支店
- 預金の種別、口座番号
種別 番号
- 口座名義
(ふりがな)

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

苫小牧市長 様

譲 渡 人 住所
氏名

印

譲 受 人 住所
氏名

印

融 資 実 行 報 告 書

譲渡人が苫小牧市に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付で御承諾いただきましたが、譲渡人譲受人間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して、金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたので、報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は譲受人の下記振込口座にお振込ください。

なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1	工 事 名				
2	工 事 場 所				
3	契 約 締 結 日				
4	工 期	自	年 月 日		
		至	年 月 日		
5	① 請負代金額	金		円	
	② 既払金額	金		円	
	③ 前払金額	金		円	
	④ 中間前払金	金		円	
	⑤ 部分払金額	金		円	
	⑥ 債権譲渡額	金		円 (①-②-③-④-⑤)	
		(年 月 日現在見込額)		

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関
銀行 本・支店
- 2 預金の種別、口座番号
種別 番号
- 3 口座名義
(ふりがな)

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

苫小牧市長 様

債権譲受人 住所
氏名



工事請負代金請求書

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事代金請負債権について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円
ただし、 _____ 工事の代金として

[内 訳]

① 請負代金額	_____	円
② 前払金受領済額	_____	円
③ 中間前払金受領済額	_____	円
④ 部分払金受領済額	_____	円
⑤ 履行遅滞の場合における損害金等	_____	円
⑥ 今回請求額	_____	円

2 支払口座等

① 振込希望金融機関名

銀行

本・支店

② 預金の種別、口座番号

種別

番号

③ 口座名義

(ふりがな)

④ 請求者の連絡先

住 所

電 話

F A X

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

苫小牧市長 様

債権譲受人 住所
氏名



工事請負代金請求書

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事代金請負債権について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円
ただし、 _____ 工事の代金として

[内 訳]

- | | | |
|---------------------------|-------|---|
| ① 請負代金額 | _____ | 円 |
| ② 既払金受領済額 | _____ | 円 |
| ③ 前払金受領済額 | _____ | 円 |
| ④ 中間前払金受領済額
及び部分払金受領済額 | _____ | 円 |
| ⑤ 履行遅滞の場合における損害金等 | _____ | 円 |
| ⑥ 今回請求額 | _____ | 円 |

2 支払口座等

- ① 振込希望金融機関名
銀行 本・支店
- ② 預金の種別、口座番号
種別 番号
- ③ 口座名義
(ふりがな)
- ④ 請求者の連絡先
住 所
電 話
F A X

地域建設業経営強化融資制度

本制度利用の流れ



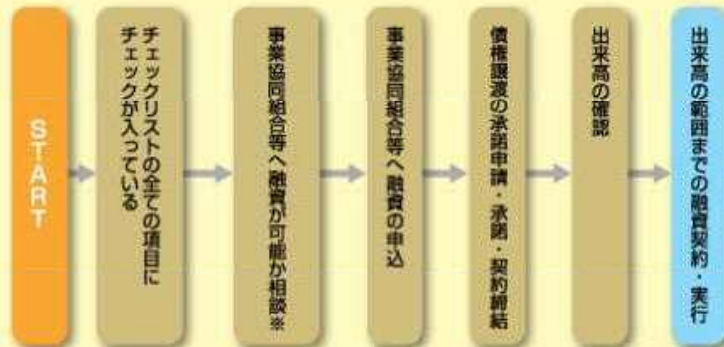
融資までの流れ

工事完成以後の流れ

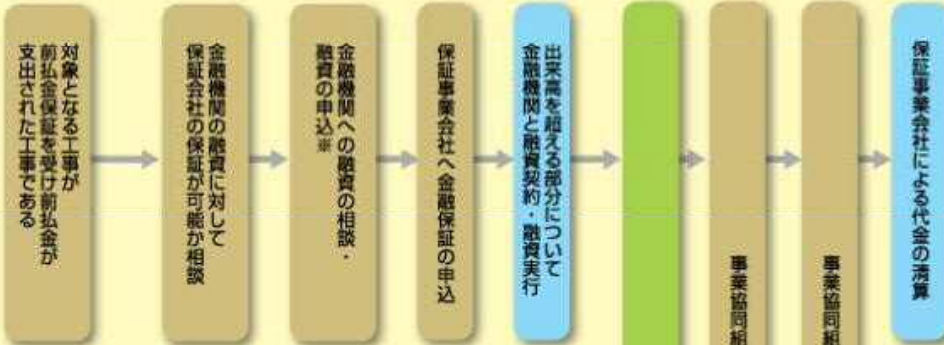
この制度を利用したい方はまずチェック！

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	資本金20億円以下又は従業員数1,500人以下の中小・中堅建設企業である
<input type="checkbox"/>	対象となる工事が以下のいずれかである ・公共工事(国、地方公共団体等が発注する工事) ・病院、福祉施設、PFI等の公共性のある民間工事
<input type="checkbox"/>	対象となる工事の発注者が債権譲渡を承諾している
<input type="checkbox"/>	低入札価格調査の対象となっていない
<input type="checkbox"/>	対象となる工事の出来高が以下を満たしている ・公共工事の場合：2分の1以上 ・公共性のある民間工事の場合：前払がなされた金額以上

注：本制度を利用するためにはこれ以外の条件を満たす必要が生じる場合もあります。



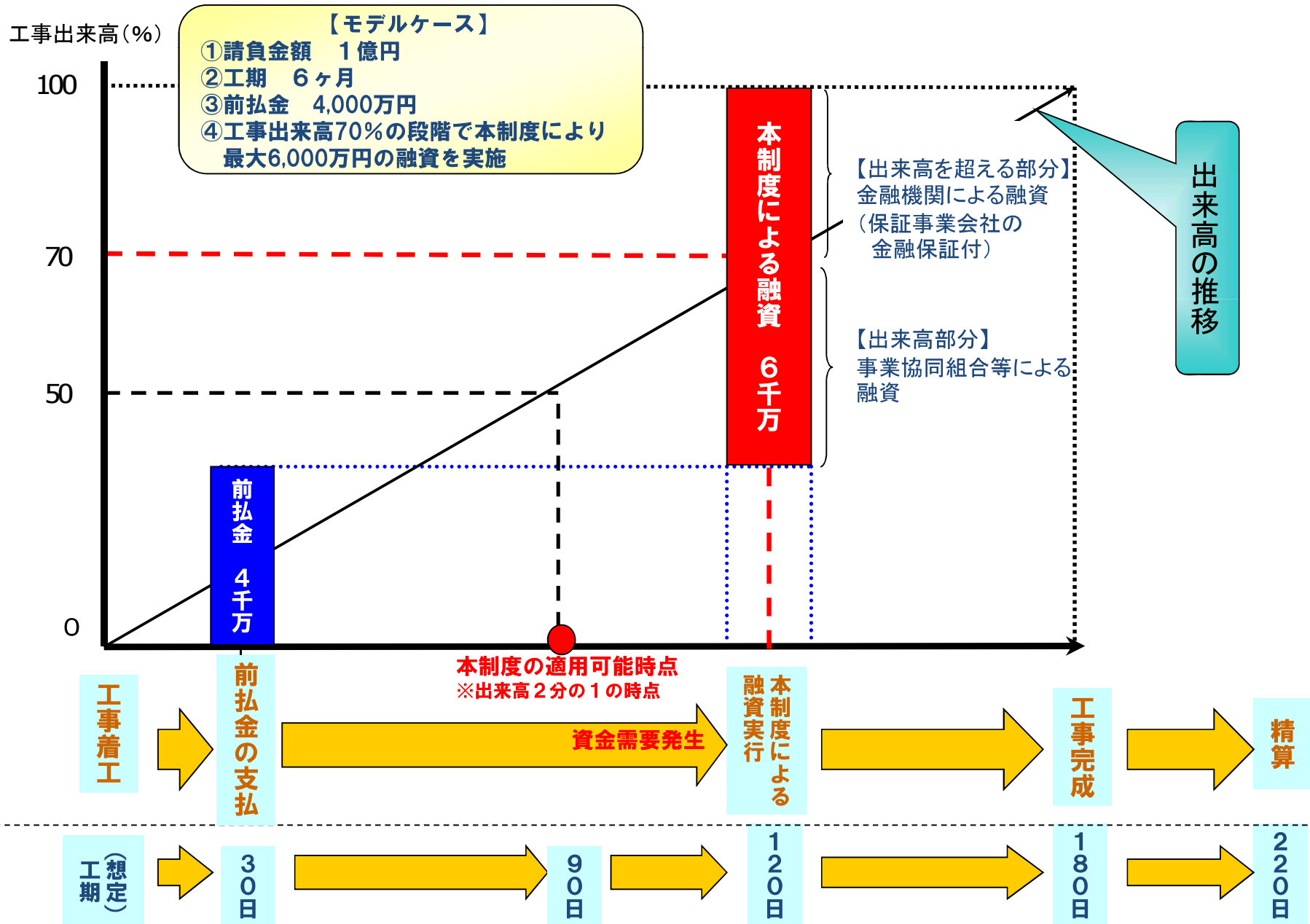
※「事業協同組合等」とは、事業協同組合等又は一定の民間事業者を指します。
債権譲渡契約は、本制度に対応した様式であることが必要です。
詳細は、事業協同組合等にお問い合わせください。



※金融機関は、保証事業会社と業務委託契約を締結している金融機関となります。詳しくは、保証事業会社の各支店にお問い合わせください。

※転貸融資時の
相談・申込も可能です。

地域建設業経営強化融資制度の具体的なイメージ（公共工事の場合）



苫小牧市条件付一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する工事の請負契約並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約（以下「工事等」という。）を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札のうち条件付一般競争入札の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(条件付一般競争入札の対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象とする工事は、予定価格が1億円以上の工事等とする。

(入札の公告)

第3条 条件付一般競争入札の方法により契約を行うときは、入札期日の前日から起算して20日前までに入札の公告を行わなければならない。

(条件付一般競争入札の参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 登録名簿（苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）第42条第2項の規定に基づき作成した名簿をいう。）において発注工事等と同種の工事等種目に登録され、かつ、工事にあつては、指名委員会が指定する等級に格付けされていること。
 - (2) 工事にあつては、発注工事と同種の建設業の種類について、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていること。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 苫小牧市内に営業所（本社を含む。）を開設し、3年以上経過していること。
 - (5) 公告から入札期日までの間、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第2条の規定により指名停止されていないこと。
 - (6) 工事にあつては、発注工事に対応する建設業の種類に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。又設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務にあつては、業務処理責任者を配置できること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧市建設工事等競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
 - (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、指名委員会が工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。
- 2 指名委員会は、前項に規定する入札参加資格により難い事情があると認めるときは、入札参加資格の内容を変更することができる。ただし、この場合の変更は、当該工事等

の履行上必要な限度内でなければならない。

(特定建設工事共同企業体の結成条件)

第5条 特定建設工事共同企業体に発注する工事等において条件付一般競争入札に参加しようとする者は、指名委員会が定めた条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。

(入札の参加申請)

第6条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、指定する日までに次に掲げる書類を財政部契約課に提出しなければならない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格申請書
- (2) 類似工事（業務）施工実績調書（入札参加資格要件で実績が必要な場合のみ）
- (3) 類似工事（業務）施工実績を証明する書面（入札参加資格要件で実績が必要な場合のみ）
- (4) 配置予定技術者（業務処理責任者）調書
- (5) 資本関係・人的関係に関する調書
- (6) 共同企業体の場合は、共同企業体協定書
- (7) 経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写し
- (8) その他指定する書類

2 前項の書類は財政部契約課のホームページからダウンロードし、提出については、持参によるものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

3 第1項の書類の提出期限は、発注工事に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の公表を開始する日の翌日から起算して、おおむね7日を目処として設定するものとする。

(入札参加資格の審査)

第7条 市長は、申請書の提出期限の翌日から起算して10日以内に指名委員会にその内容を審査させ、その結果を申請者に通知する。

2 前項の審査結果の通知に当たり、入札参加資格がないと認めた者（以下「非資格者」という。）に対しては、その理由を付すとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算して7日（苫小牧市の休日に関する条例（平成3年12月9日条例第17号）に規定する休日を含まない。）以内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

3 非資格者が前項の説明を求める場合は、書面によりこれを行わなければならない。

4 市長は、第2項の説明を求められたときは、指名委員会の審査を経た上、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日以内に、非資格者に対し文書により回答する。

(入札参加資格の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく通知の後に入札参加資格者が第4条及び第5条に掲げる要件に該当しないと認めたとき、又は入札参加申請に係る書類に虚偽の事

実を記載したことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(設計図書 of 配布等)

第9条 発注工事に係る設計図書等の配布は、財政部契約課のホームページからダウンロードする方法により行うものとする。

2 設計図書等に対する質問及び回答については、その提出方法、期限等について告示別表において明らかにするものとする。

(現場説明会)

第10条 必要があるときは、現場説明会を行うものとする。

(入札の無効)

第11条 公告に示した参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(委任)

第12条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市条件付一般競争入札試行実施要領は、廃止する。

「苫小牧市条件付一般競争入札実施要領」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、市が発注する工事の請負契約並びに設計(監理を含む。)、測量及び地質調査業務の委託契約(以下「工事等」という。)を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札のうち条件付一般競争入札の_____実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(条件付一般競争入札の対象工事)</p> <p>第2条 条件付一般競争入札の対象とする工事は、予定価格が1億円以上の工事等とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(入札の公告)</p> <p>第3条 条件付一般競争入札の方法により契約を行うときは、入札期日の前日から起算して20日前までに入札の公告を行わなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(条件付一般競争入札の参加資格)</p> <p>第4条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 登録名簿(苫小牧市契約に関する規則(昭和29年規則第13号)第42条第2項の規定に基づき作成した名簿をいう。)において発注工事等と同種の工事等種目に登録され、かつ、工事にあつては、指名委員会が指定する等級に格付けされていること。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、市が発注する工事の請負契約並びに設計(監理を含む。)、測量及び地質調査業務の委託契約(以下「工事等」という。)を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札のうち条件付一般競争入札の<u>施行試行実施</u>に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(一般競争入札の種類)</u></p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p>(条件付一般競争入札の対象工事)</p> <p>第3条 条件付一般競争入札の対象とする工事は、予定価格が1億円以上の工事等とする。</p> <p><u>(地域密着型一般競争入札の対象工事)</u></p> <p>第4条 <u>削除</u></p> <p>(入札の公告)</p> <p>第5条 条件付一般競争入札の方法により契約を行うときは、入札期日の前日から起算して20日前までに入札の公告を行わなければならない。</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p><u>(入札説明書の配布)</u></p> <p>第6条 <u>削除</u></p> <p>(条件付一般競争入札の参加資格)</p> <p>第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 登録名簿(苫小牧市契約に関する規則(昭和29年規則第13号)第42条第2項の規定に基づき作成した名簿をいう。)において発注工事等と同種の工事等種目に登録され、かつ、工事にあつては、指名委員会が指定する等級に格付けされていること。</p>

(2) 工事にあつては、発注工事と同種の建設業の種類について、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 苫小牧市内に営業所（本社を含む。）を開設し、3年以上経過していること。

(5) 公告から入札期日までの間、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第2条の規定により指名停止されていないこと。

(削除)

(6) 工事にあつては、発注工事に対応する建設業の種類に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。又設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務にあつては、業務処理責任者を配置できること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧市建設工事等競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、指名委員会が工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

2 指名委員会は、前項に規定する入札参加資格により難い事情があると認めるときは、入札参加資格の内容を変更することができる。ただし、この場合の変更は、当該工事等の履行上必要な限度内でなければならない。

（特定建設工事共同企業体の結成条件）

第5条 特定建設工事共同企業体に発注する工事等において条件付一般競争入札に参加しようとする者は、指名委員会が定めた条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。

(削除)

(2) 工事にあつては、発注工事と同種の建設業の種類について、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 苫小牧市内に営業所（本社を含む。）を開設し、3年以上経過していること。

(5) 公告から入札期日までの間、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第2条の規定により指名停止されていないこと。

(6) 削除

(7) 工事にあつては、発注工事に対応する建設業の種類に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。又設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務にあつては、業務処理責任者を配置できること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧市建設工事等競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、指名委員会が工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

2 指名委員会は、前項に規定する入札参加資格により難い事情があると認めるときは、入札参加資格の内容を変更することができる。ただし、この場合の変更は、当該工事等の履行上必要な限度内でなければならない。

（特定建設工事共同企業体の結成条件）

第8条 特定建設工事共同企業体に発注する工事等において条件付一般競争入札に参加しようとする者は、指名委員会が定めた条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。

（地域密着型一般競争入札の参加資格等）

第9条 削除

(入札の参加申請)

第6条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、指定する日までに次に掲げる書類を財政部契約課に提出しなければならない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格申請書
- (2) 類似工事（業務）施工実績調書（入札参加資格要件で実績が必要な場合のみ）
- (3) 類似工事（業務）施工実績を証明する書面（入札参加資格要件で実績が必要な場合のみ）
- (4) 配置予定技術者（業務処理責任者）調書
- (5) 資本関係・人的関係に関する調書
- (6) 共同企業体の場合は、共同企業体協定書
- (7) 経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写し
- (8) その他指定する書類

2 前項の書類は財政部契約課のホームページからダウンロードし、提出については、持参によるものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

3 第1項の書類の提出期限は、発注工事に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の公表を開始する日の翌日から起算して、おおむね7日を目処として設定するものとする。

(入札参加資格の審査)

第7条 市長は、申請書の提出期限の翌日から起算して10日以内に指名委員会にその内容を審査させ、その結果を申請者に通知する。

2 前項の審査結果の通知に当たり、入札参加資格がないと認めた者（以下「非資格者」という。）に対しては、その理由を付すとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算して7日（苫小牧市の休日に関する条例（平成3年12月9日条例第17号）に規定する休日を含まない。）以内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

(入札の参加申請)

第10条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、指定する日までに次に掲げる書類を財政部契約課に提出しなければならない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格申請書
- (2) 類似工事（業務）施工実績調書
- (3) 類似工事（業務）施工実績を証明する書面
- (4) 配置予定技術者（業務処理責任者）調書
- (5) 資本関係・人的関係に関する調書
- (6) 共同企業体の場合は、共同企業体協定書
- (7) 経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写し
- (8) その他指定する書類

2 前項の書類は財政部契約課のホームページからダウンロードし、提出については、持参によるものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

3 第1項の書類の提出期限は、_____図面、仕様書等_____の_____の公表を開始する日の翌日から起算して、おおむね7日を目処として設定するものとする。

(入札参加資格の審査)

第11条 市長は、申請書の提出期限の翌日から起算して10日以内に指名委員会にその内容を審査させ、その結果を申請者に通知する。

2 前項の審査結果の通知に当たり、入札参加資格がないと認めた者（以下「非資格者」という。）に対しては、その理由を付すとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算して7日（苫小牧市の休日に関する条例（平成3年12月9日条例第17号）に規定する休日を含まない。）以内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

3 非資格者が前項の説明を求める場合は、書面によりこれを行わなければならない。

4 市長は、第2項の説明を求められたときは、指名委員会の審査を経た上、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日以内に、非資格者に対し文書により回答する。

(入札参加資格の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく通知の後に入札参加資格者が第4条及び第5条に掲げる要件に該当しないと認めるとき、又は入札参加申請に係る書類に虚偽の事実を記載したことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(設計図書の配布等)

第9条 発注工事に係る_____設計図書等_____の配布は、財政部契約課のホームページからダウンロードする方法により行うものとする。

2 設計図書等に対する質問及び回答については、その提出方法、期限等について_____告示別表において明らかにするものとする。

(削除)

(現場説明会)

第10条 必要があるときは、現場説明会を行うものとする。

(削除)

(入札の無効)

第11条 公告に示した参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(削除)

3 非資格者が前項の説明を求める場合は、書面によりこれを行わなければならない。

4 市長は、第2項の説明を求められたときは、指名委員会の審査を経た上、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日以内に、非資格者に対し文書により回答する。

(入札参加資格の取消し)

第12条 市長は、前条第1項の規定に基づく通知の後に入札参加資格者が第7条及び第8条に掲げる要件に該当しないと認めるとき、又は入札参加申請に係る書類に虚偽の事実を記載したことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(設計図書の配布等)

第13条 発注工事に係る図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、財政部契約課のホームページからダウンロードする_____ものとする。

2 設計図書等に対する質問及び回答については、その提出方法、期限等について財政部契約課長がそれぞれ定め、告示別表において明らかにするものとする。

3 削除

(現場説明会)

第14条 必要があるときは、現場説明会を行うものとする。

(入札の執行)

第15条 削除

(入札の無効)

第16条 公告に示した参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(予定価格の事後公表)

第17条 削除

(削除)

(委任)

第12条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 苫小牧市条件付一般競争入札試行実施要領は、廃止する。

(最低制限価格等)

第18条 削除

(委任)

第19条 この要領の実施に関し必要な事項は、財政部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

苫小牧市簡易型地域密着一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する工事の請負契約並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約（以下「工事等」という。）を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札のうち簡易型地域密着一般競争入札の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(簡易型地域密着一般競争入札)

第2条 簡易型地域密着一般競争入札は、予定価格が130万円を超え1億円未満の工事の入札並びに予定価格が1,000万円以上1億円未満の設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の入札とする。

(入札の公告)

第3条 簡易型地域密着一般競争入札の方法により契約を行うときは、入札期日の前日から起算して10日前までに入札の公告を行わなければならない。

(簡易型地域密着一般競争入札の参加資格)

第4条 簡易型地域密着一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 登録名簿（苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）第42条第2項の規定に基づき作成した名簿をいう。）において発注工事等と同種の工事等種目に登録され、かつ、工事にあつては、指名委員会が指定する等級に格付けされていること。
- (2) 工事にあつては、発注工事と同種の建設業の種類について、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 苫小牧市内に営業所（本社を含む。）を開設し、3年以上経過していること。
- (5) 公告から入札期日までの間、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第2条の規定により指名停止されていないこと。
- (6) 工事にあつては、発注工事に対応する建設業の種類に係る監理技術者又は主任技術者を配置できること。また、設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務にあつては、業務処理責任者を配置できること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧市建設工事等競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指名委員会が工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

2 指名委員会は、前項に規定する入札参加資格により難い事情があると認めるときは、入札参加資格の内容を変更することができる。ただし、この場合の変更は、当該工事等の履行上必要な限度内でなければならない。

(特定建設工事共同企業体の結成条件)

第5条 特定建設工事共同企業体に発注する工事等において簡易型地域密着一般競争入札に参加しようとする者は、指名委員会が定めた条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。

(設計図書等及び必要書類等の配布)

第6条 発注工事に係る図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)及び必要書類等の配布については、財政部契約課のホームページからダウンロードする方法により行うものとする。

(入札の参加申請)

第7条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を財政部契約課に提出しなければならない。ただし、第2号から第8号については、開札後、落札候補者となった業者のみとする。

- (1) 簡易型地域密着一般競争入札参加資格申請書
 - (2) 類似工事(業務)施工実績調書(入札参加資格要件で実績が必要な場合のみ)
 - (3) 類似工事(業務)施工実績を証明する書面(入札参加資格要件で実績が必要な場合のみ)
 - (4) 配置予定技術者(業務処理責任者)調書
 - (5) 資本関係・人的関係に関する調書
 - (6) 共同企業体の場合は、共同企業体協定書
 - (7) 経営事項審査結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の写し
 - (8) その他指定する書類
- 2 前項第1号については、告示において指定した方法により、入札書、工事費内訳書とともに指定した期日に提出するものとする。
- 3 第1項第2号から第8号については、第9条により落札候補者となった者が、財政部契約課の指定する日時までに財政部契約課へ持参することとする。

(設計図書等への質問等)

第8条 設計図書等に対する質問及び回答については、その提出方法、期限等について告示別表において明示するものとする。

(入札の執行)

第9条 入札執行者は、開札後「保留」を宣言し、後日落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

- 2 市長は、入札終了後速やかに落札候補者を選定し、第7条第1項第2号から第8号の書類を提出させ、その内容を審査し、入札参加資格があると認めた場合は、その者を落札者と決定するものとする。
- 3 前項の場合において、落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合は、次順位の者に第7条第1項第2号から第8号までの書類を提出させ、その内容を審査し、入札参加資格があると認めた場合は、落札候補者に入札参加資格がなかった旨及び次順位の者が落札した旨を公表するものとする。次順位の者に入札参加資格がないと認めた場合は、以下低い価格で入札した者の順に同様の措置を行うものとする。
- 4 市長は、入札結果を財政部契約課ホームページに公表しなければならない。
- 5 前各項に規定する事項については、告示文に記載しておかななければならない。

(入札の無効)

第10条 公告に示した参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(現場説明会)

第11条 必要があるときは、現場説明会を行うものとする。

(委任)

第12条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市簡易型地域密着一般競争入札試行実施要領は、廃止する。

「苫小牧市簡易型地域密着一般競争入札実施要領」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、市が発注する工事の請負契約並びに設計(監理を含む。)、測量及び地質調査業務の委託契約(以下「工事等」という。)を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札のうち簡易型地域密着一般競争入札の____実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(簡易型地域密着一般競争入札)</p> <p>第2条 簡易型地域密着一般競争入札は、予定価格が130万円を超え1億円未満の工事の入札並びに予定価格が1,000万円以上1億円未満の設計(監理を含む。)、測量及び地質調査の入札とする。</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第3条 簡易型地域密着一般競争入札の方法により契約を行うときは、入札期日の前日から起算して10日前までに入札の公告を行わなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(簡易型地域密着一般競争入札の参加資格)</p> <p>第4条 簡易型地域密着一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 登録名簿(苫小牧市契約に関する規則(昭和29年規則第13号)第42条第2項の規定に基づき作成した名簿をいう。)において発注工事等と同種の工事等種目に登録され、かつ、工事にあつては、指名委員会が指定する等級に格付けされていること。</p> <p>(2) 工事にあつては、発注工事と同種の建設業の種類について、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、市が発注する工事の請負契約並びに設計(監理を含む。)、測量及び地質調査業務の委託契約(以下「工事等」という。)を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札のうち簡易型地域密着一般競争入札の<u>試行</u>実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(簡易型地域密着一般競争入札)</p> <p>第2条 簡易型地域密着一般競争入札は、予定価格が130万円を超え1億円未満の工事の入札並びに予定価格が1,000万円以上1億円未満の設計(監理を含む。)、測量及び地質調査の入札とする。</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第3条 簡易型地域密着一般競争入札の方法により契約を行うときは、入札期日の前日から起算して10日前までに入札の公告を行わなければならない。</p> <p><u>2 削除</u></p> <p><u>(入札説明書の配布)</u></p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p>(簡易型地域密着一般競争入札の参加資格)</p> <p>第5条 簡易型地域密着一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 登録名簿(苫小牧市契約に関する規則(昭和29年規則第13号)第42条第2項の規定に基づき作成した名簿をいう。)において発注工事等と同種の工事等種目に登録され、かつ、工事にあつては、指名委員会が指定する等級に格付けされていること。</p> <p>(2) 工事にあつては、発注工事と同種の建設業の種類について、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p>

(4) 苫小牧市内に営業所（本社を含む。）を開設し、3年以上経過していること。

(5) 公告から入札期日までの間、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第2条の規定により指名停止されていないこと。

(削除)

(6) 工事にあっては、発注工事に対応する建設業の種類に係る監理技術者又は主任技術者を配置できること。また、設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務にあっては、業務処理責任者を配置できること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧市建設工事等競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、指名委員会が工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

2 指名委員会は、前項に規定する入札参加資格により難い事情があると認めるときは、入札参加資格の内容を変更することができる。ただし、この場合の変更は、当該工事等の履行上必要な限度内でなければならない。

（特定建設工事共同企業体の結成条件）

第5条 特定建設工事共同企業体に発注する工事等において簡易型地域密着一般競争入札に参加しようとする者は、指名委員会が定めた条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。

（設計図書等及び必要書類等の配布）

第6条 発注工事に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）及び必要書類等の配布については、財政部契約課のホームページから_____ダウンロードする方法により行うものとする。

（入札の参加申請）

第7条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を財政部契約課に提出

(4) 苫小牧市内に営業所（本社を含む。）を開設し、3年以上経過していること。

(5) 公告から入札期日までの間、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第2条の規定により指名停止されていないこと。

(6) 削除

(7) 工事にあっては、発注工事に対応する建設業の種類に係る監理技術者又は主任技術者を配置できること。又設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務にあっては、業務処理責任者を配置できること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧市建設工事等競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、指名委員会が工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

2 指名委員会は、前項に規定する入札参加資格により難い事情があると認めるときは、入札参加資格の内容を変更することができる。ただし、この場合の変更は、当該工事等の履行上必要な限度内でなければならない。

（特定建設工事共同企業体の結成条件）

第6条 特定建設工事共同企業体に発注する工事等において簡易型地域密着一般競争入札に参加しようとする者は、指名委員会が定めた条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。

（設計図書等及び必要書類等の配布）

第7条 設計図書等及び必要書類等の配布については、財政部契約課のホームページから業者が各自ダウンロードする_____ものとする。

（入札の参加申請）

第8条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を財政部契約課に提出

しなければならない。ただし、第2号から第8号については、開札後、落札候補者となった業者のみとする。

- (1) 簡易型地域密着一般競争入札参加資格申請書
- (2) 類似工事（業務）施工実績調書（入札参加資格要件で実績が必要な場合のみ）
- (3) 類似工事（業務）施工実績を証明する書面（入札参加資格要件で実績が必要な場合のみ）
- (4) 配置予定技術者（業務処理責任者）調書
- (5) 資本関係・人的関係に関する調書
- (6) 共同企業体の場合は、共同企業体協定書
- (7) 経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写し
- (8) その他指定する書類

2 前項第1号については、告示において指定した方法により、入札書、工事費内訳書とともに指定した期日に提出するものとする。

3 第1項第2号から第8号については、第9条により落札候補者となった者が、財政部契約課の指定する日時までに財政部契約課へ持参することとする。

（設計図書等への質問等）

第8条 設計図書等に対する質問及び回答については、その提出方法、期限等について告示別表において明示するものとする。

（入札の執行）

第9条 入札執行者は、開札後「保留」を宣言し、後日落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

2 市長は、入札終了後速やかに落札候補者を選定し、第7条第1項第2号から第8号の書類を提出させ、その内容を審査し、入札参加資格があると認められた場合は、その者を落札者と決定するものとする。

3 前項の場合において、落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、次順位の者に第7条第1項第2号から第8号までの書類を提出させ、その内

なければならない。ただし、第2号から第7号については、開札後、落札候補者となった業者のみとする。

- (1) 簡易型地域密着一般競争入札参加資格申請書
- (2) 類似工事（業務）施工実績調書
- (3) 類似工事（業務）施工実績を証明する書面
- (4) 配置予定技術者（業務処理責任者）調書
- (5) 資本関係・人的関係に関する調書
- (6) 共同企業体の場合は、共同企業体協定書
- (7) 経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写し
- (8) その他指定する書類

2 前項の第1号については、契約課が指定した方法により、入札書、工事費内訳書とともに指定した期日に提出するものとする。

3 第1項第2号から第7号については、第10条により落札候補者となった者が、契約課の指定する日時までに契約課へ持参することとする。

（設計図書等への質問等）

第9条 設計図書等に対する質問及び回答については、その提出方法、期限等について告示 別表において明示するものとする。

（入札の執行）

第10条 入札執行者は、開札後「保留」を宣言し、後日落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

2 財政部長は、入札終了後速やかに落札候補者を選定し、第8条第1項第2号から第7号の書類を提出させ、その内容を審査し、入札参加資格があると認められた場合は、その者を落札者と決定するものとする。

3 前項の場合において、落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、次順位の者に第8条第1項第2号から第7号までの書類を提出させ、その内

容を審査し、入札参加資格があると認めた場合は、落札候補者に入札参加資格がなかった旨及び次順位の者が落札した旨を公表するものとする。次順位の者に入札参加資格がないと認めた場合は、以下低い価格で入札した者の順に同様の措置を行うものとする。

(削除)

4 市長は、入札結果を財政部契約課ホームページに公表しなければならない。

5 前各項に規定する事項については、告示文に記載しておかなければならない。

(入札の無効)

第10条 公告に示した参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(現場説明会)

第11条 必要があるときは、現場説明会を行うものとする。

(削除)

(削除)

(委任)

第12条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 苫小牧市簡易型地域密着一般競争入札試行実施要領は、廃止する。

容を審査し、入札参加資格があると認めた場合は、落札候補者に入札参加資格がなかった旨及び次順位の者が落札した旨を公表するものとする。次順位の者に入札参加資格がないと認めた場合は、以下低い価格で入札した者の順に同様の措置を行うものとする。

4 削除

5 財政部長は、入札結果を財政部契約課ホームページに公表しなければならない。

6 前各項に規定する事項については、告示文に記載しておかなければならない。

(入札の無効)

第11条 公告に示した参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(現場説明会)

第12条 必要があるときは、現場説明会を行うものとする。

(予定価格の事前・事後公表)

第13条 削除

(最低制限価格)

第14条 削除

(委任)

第15条 この要領の実施に関し必要な事項は、財政部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

苫小牧市工事等に係る予定価格の事前公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「工事等」という。）に係る予定価格の入札前における公表（以下「事前公表」という。）の実施について必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 事前公表の対象とする工事等は、予定価格が130万円を超え1,000万円未満（建築一式工事については5,000万円未満）の工事等（苫小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事及び随意契約による工事等を除く。）とする。

(公表方法)

第3条 予定価格の公表は、告示別表又は指名通知書によって行うものとする。ただし、特別な事情があるときは、告示別表又は指名通知書によって通知した日から入札の日の前日までに他の方法によって行うことができる。

(入札の執行)

第4条 事前公表の対象とする工事等の入札については、苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）に定めるもののほか、次のとおり取り扱う。

- (1) 予定価格を超える入札は、無効とする。
- (2) 再度の入札は、行わない。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市工事等に係る予定価格の事前公表試行実施要領は、廃止する。

「苫小牧市工事等に係る予定価格の事前公表実施要領」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、苫小牧市が<u>発注</u>する工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「工事等」という。）に係る予定価格の入札前における公表（以下「事前公表」という。）の<u> </u>実施について必要な事項を定める。</p> <p>(対象工事等)</p> <p>第2条 事前公表の対象とする工事等は、予定価格が130万円を超え1,000万円未満（建築一式工事については5,000万円未満）の工事等（苫小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事及び随意契約による工事等を除く。）とする。</p> <p><u>（公表方法）</u></p> <p>第3条 <u> </u>予定価格の<u>公表</u>は、告示別表又は指名通知書によって行うものとする。ただし、特別な事情があるときは、告示別表<u>又は</u>指名通知書によって通知した日から入札の日の前日までに他の方法によって行うことができる。</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第4条 事前公表の対象とする工事等の入札については、苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）に定めるもののほか、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 予定価格を超える入札は、無効とする。</p> <p>(2) 再度の入札は、行わない。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、苫小牧市が<u>施行</u>する工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「工事等」という。）に係る予定価格の入札前における公表（以下「事前公表」という。）の<u>試行実施</u>について必要な事項を定める。</p> <p>(対象工事等)</p> <p>第2条 事前公表の対象とする工事等は、予定価格が130万円を超え1,000万円未満（建築一式工事については5,000万円未満）の工事等（苫小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事及び随意契約による工事等を除く。）とする。</p> <p><u>（入札参加者への通知）</u></p> <p>第3条 入札参加者への予定価格の<u>通知</u>は、告示別表若しくは指名通知書によって行うものとする。ただし、特別な事情があるときは、告示別表若しくは指名通知書によって通知した日から入札の日の前日までに他の方法によって行うことができる。</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第4条 事前公表の対象とする工事等の入札については、苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）に定めるもののほか、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 予定価格を超える入札は、無効とする。</p> <p>(2) 再度の入札は、行わない。</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。</p>

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市工事等に係る予定価格の事前公表試行実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成12年9月20日から施行し、同年10月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成14年3月6日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市工事等に係る予定価格の事前公表試行実施要領の規定は、平成14年4月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成16年3月1日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市工事等に係る予定価格の事前公表試行実施要領の規定は、平成16年4月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成21年3月27日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市工事等に係る予定価格の事前公表試行実施要領の規定は、平成21年4月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月27日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市工事等に係る予定価格の事前公表試行実施要領の規定は、平成22年4月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月27日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市工事等に係る予定価格の事前公表試行実施要領の規定は、平成23年4月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から施行する。

苦小牧市工事等に係る予定価格の事後公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苦小牧市が発注する工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「工事等」という。）に係る予定価格の入札後における公表（以下「事後公表」という。）の実施について必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 事後公表の対象とする工事等は、予定価格が1,000万円以上（建築一式工事については5,000万円以上）の工事等（苦小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事を除く。）及び随意契約による工事等とする。

(予定価格の公表)

第3条 予定価格の事後公表については、落札者の決定後、速やかに財政部契約課ホームページにおいて公表するものとする。

(入札の執行)

第4条 事後公表の対象とする工事等の入札については、苦小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）に定めるもののほか、次のとおり取り扱う。

- (1) 再度の入札は、1回のみ行うものとする。
- (2) 再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができるとされているが、真にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、随意契約を行わないものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苦小牧市工事等に係る予定価格の事後公表試行実施要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市工事等に係る予定価格の事後公表試行実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成21年3月27日から施行し、平成21年4月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月27日から施行し、平成22年4月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月27日から施行し、平成23年4月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から施行する。

苫小牧市公示用設計図書に係る質疑応答の公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「工事等」という。）の公示用設計図書に係る質疑応答に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(質疑の受付等)

第2条 財政部契約課が入札又は見積（以下「入札等」という。）を実施する130万円を超える工事等の公示用設計図書に係る質疑は、概ね、条件付一般競争入札に係る工事等については2週間、それ以外の工事等については1週間を目途にそれぞれ定め、告示別表又は指名（見積）通知書において明示する期間、受け付けるものとする。

ただし、入札等に多大な影響を及ぼすと思われる場合は、この限りではない。

2 入札等に参加しようとする者は、公示用設計図書に関して質疑がある場合は、財政部契約課ホームページの一般又は指名競争入札情報の該当工事の質疑欄から電子申請により提出するものとし、電話等による質疑は受け付けないこととする。

(申請画面の作成)

第3条 前条の電子申請は、北海道電子自治体共同システムの簡易申請を利用することとする。

2 告示日ごとに簡易申請画面を作成し、財政部契約課ホームページの入札情報の該当工事欄に質疑欄として設定することとする。

(回答範囲)

第4条 質疑に対する回答の範囲は次の各号に定めるものとする。

- (1) 工法
- (2) 数量
- (3) その他（入札等の適正な遂行に支障を及ぼさないもの）

(質疑応答の公表)

第5条 設計担当課は、様式1及び2により回答を作成し、財政部契約課へ電子データにより工事ごとに設定された回答期限日まで随時送付することとする。

なお、質問の追加等の修正がある場合は、修正分ではなく、公表する全データを送付することとする。

2 財政部契約課は、前項により受理した様式2を回答期限日まで随時ホームページに公表する。

この場合、質問業者名は、公表しないこととする。

(その他)

第6条 質疑の受付から回答終了までの日程は、休日その他の事情で変更となる場合があるものとし、工事ごとに告示別表又は入札（見積）通知書に掲載する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市公示用設計図書に係る質疑応答の公表試行実施要領は、廃止する。

「苫小牧市公示用設計図書に係る質疑応答の公表実施要領」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、苫小牧市が発注する工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「工事等」という。）の公示用設計図書に係る質疑応答に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(質疑の受付等)</p> <p>第2条 財政部契約課が入札又は見積（以下「入札等」という。）を実施する130万円を超える工事等の公示用設計図書に係る質疑は、概ね、条件付一般競争入札に係る工事等については2週間、それ以外の工事等については1週間を目途に_____それぞれ定め、告示別表又は指名（見積）通知書において明示する期間、受け付けるものとする。</p> <p>ただし、入札等に多大な影響を及ぼすと思われる場合は、この限りではない。</p> <p>2 入札等に参加しようとする者は、公示用設計図書に関して質疑がある場合は、<u>財政部契約課</u>ホームページの一般又は指名競争入札情報の該当工事の質疑欄から電子申請により提出するものとし、電話等による質疑は受け付けないこととする。</p> <p>(申請画面の作成)</p> <p>第3条 前条の電子申請は、北海道電子自治体共同システムの簡易申請を利用することとする。</p> <p>2 告示日<u>ごと</u>に簡易申請画面を作成し、財政部契約課ホームページの入札情報の該当工事欄に質疑欄として設定することとする。</p> <p>(回答範囲)</p> <p>第4条 質疑に対する回答の範囲は次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 工法</p> <p>(2) 数量</p> <p>(3) その他（入札等の適正な遂行に支障を及ぼさないもの）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、苫小牧市が発注する工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「工事等」という。）の公示用設計図書に係る質疑応答に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(質疑の受付等)</p> <p>第2条 _____契約課が入札又は見積（以下「入札等」という。）を実施する130万円を超える工事等の公示用設計図書に係る質疑は、概ね、条件付一般競争入札に係る工事等については2週間、それ以外の工事等については1週間を目途に、<u>財政部契約課長</u>がそれぞれ定め、告示別表又は指名（見積）通知書において明示する期間、受け付けるものとする。</p> <p>ただし、入札等に多大な影響を及ぼすと思われる場合は、この限りではない。</p> <p>2 入札等に参加しようとする者は、公示用設計図書に関して質疑がある場合は、<u>_____契約課</u>ホームページの一般又は指名競争入札等情報の該当工事の質疑欄から電子申請により提出するものとし、電話等による質疑は受け付けないこととする。</p> <p>(申請画面の作成)</p> <p>第3条 前条の電子申請は、北海道電子自治体共同システムの簡易申請を利用することとする。</p> <p>2 告示日<u>各</u>に簡易申請画面を作成し、財政部契約課ホームページの入札等情報の該当工事欄に質疑欄として設定することとする。</p> <p>(回答範囲)</p> <p>第4条 質疑に対する回答の範囲は次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 工法</p> <p>(2) 数量</p> <p>(3) その他（入札等の適正な遂行に支障を及ぼさないもの）</p>

(質疑応答の公表)

第5条 設計担当課は、様式1及び2により回答を作成し、財政部契約課へ電子データにより工事ごとに設定された回答期限日まで随時送付することとする。

あ _____

なお、質問の追加等の修正がある場合は、修正分ではなく、公表する全データを送付することとする。

2 財政部契約課は、前項により受理した様式2を回答期限日まで随時ホームページに公表する。

この場合、質問業者名は、公表しないこととする。

(その他)

第6条 質疑の受付から回答終了までの日程は、休日その他の事情で変更となる場合があるものとし、工事ごとに告示別表又は入札（見積） 通知書に掲載する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 苫小牧市公示用設計図書に係る質疑応答の公表試行実施要領は、廃止する。

(質疑応答の公表)

第5条 設計担当課は、様式1及び2により回答を作成し、担当部長又は課長までの決裁終了後、契約課へ電子データにより工事各に設定された回答期限日まで随時送付することとする。

この場合、質問業者名は、公表しないこととする。

なお、質問の追加等の修正がある場合は、修正分ではなく、公表する全データを送付することとする。

2 _____契約課は、前項により受理した様式2を回答期限日まで随時ホームページに公表する。

あ _____

(その他)

第6条 質疑の受付から回答終了までの日程は、休日その他の事情で変更となる場合があるものとし、工事各に告示別表又は入札（見積） 通知書に掲載する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から実施し、平成24年4月3日以後に苫小牧市入札等指名委員会に付議する工事等から適用する。

苫小牧市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事の請負契約並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約（以下「工事等」という。）を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）及び苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）第53条第2項の規定により、最低制限価格を設けるときの取扱いについて定める。

(対象工事等)

第2条 最低制限価格の対象となる工事等は、予定価格が500万円以上1億5,000万円未満の工事並びに予定価格が250万円以上1億5,000万円未満の設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「委託業務」という。）のうち苫小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事を除いたものに係る競争入札を対象とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 最低制限価格を算定する場合の基準となる調査基準価格は、苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領(平成12年9月20日施行)第3条及び第3条の2の規定に準じて設定する。

(予定価格書への記載)

第4条 調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格書に記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 この要領の規定により最低制限価格を設定するときは、一般競争入札告示別表又は指名競争入札通知書等適宜の方法で周知する。

(有効な入札書)

第6条 この要領において、「有効な入札書」とは、次の各号いずれにも該当しないものをいう。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 競争入札に付する工事等ごとに定める入札参加資格のない者が入札した入札書
- (3) 開札までに前2号の入札参加資格を満たさなくなった者が入札した入札書
- (4) 苫小牧市契約に関する規則第54条の規定に該当し、無効となった入札書
- (5) 予定価格を超えた額で入札した入札書(事前公表、事後公表を問わない。)
- (6) 調査基準価格を下回る額で入札した入札書
- (7) 市が指定した方法以外により入札した入札書

(最低制限価格の算定方法)

第7条 最低制限価格は、対象工事等の調査基準価格以上、予定価格の10分の9の範囲内であって、有効な入札書の平均額に任意の係数を乗じて算定する。(係数は「0.95~1」とし、算定額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

2 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号が定める額を最低制限価格とする。

- (1) 前項により算定した額が調査基準価格以上、予定価格の10分の9以下の場合は、その平均額
- (2) 前項により算定した額が予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格の10分の9の額
- (3) 前項により算定した額が調査基準価格以下の場合は、調査基準価格

3 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、調査基準価格を最低制限価格とすることができる。

4 最低制限価格は、その決定後に入札の無効又は失格等があった場合においても、特別な事情がない限り変更はしないものとする。

(入札の執行)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者又は落札候補者とする。

2 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合、調査基準価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

(最低制限価格の公表)

第9条 最低制限価格を設定した入札があったときは、落札者の決定後、速やかに最低制限価格及び調査基準価格を公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 苫小牧市最低制限価格制度施行実施要領は、廃止する。

「苫小牧市最低制限価格制度実施要領」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、苫小牧市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事の<u>請負契約並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約</u>（以下「工事等」という。） _____ を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）及び苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）第53条第2項の規定により、最低制限価格を設けるときの取扱いについて定める。</p> <p>(対象工事等)</p> <p>第2条 最低制限価格の対象となる工事等は、予定価格が500万円以上1億5,000万円未満の工事並びに予定価格が250万円以上1億5,000万円未満の設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「委託業務」という。）のうち苫小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事を除いたものに係る競争入札を対象とする。</p> <p>(調査基準価格の設定)</p> <p>第3条 最低制限価格を算定する場合の基準となる調査基準価格は、苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領(平成12年9月20日施行)第3条及び第3条の2の規定に準じて設定する。</p> <p>(予定価格書への記載)</p> <p>第4条 調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格書に記載する。</p> <p>(入札参加者への周知)</p> <p>第5条 この要領の規定により最低制限価格を設定するときは、一般競争入札告示別表又は指名競争入札通知書等適宜の方法で周知する。</p> <p>(有効な入札書)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、苫小牧市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事 _____ 並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査 _____ の委託業務（以下「工事等」という。） <u>の請負契約</u>を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）及び苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）第53条第2項の規定により、最低制限価格を設けるときの取扱いについて定める。</p> <p>(対象工事等)</p> <p>第2条 最低制限価格の対象となる工事等は、予定価格が500万円以上1億5,000万円未満の工事並びに予定価格が250万円以上1億5,000万円未満の設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「委託業務」という。）のうち苫小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事を除いたものに係る競争入札を対象とする。</p> <p>(調査基準価格の設定)</p> <p>第3条 最低制限価格を算定する場合の基準となる調査基準価格は、苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領(平成12年9月20日施行)第3条及び第3条の2の規定に準じて設定する。</p> <p>(予定価格書への記載)</p> <p>第4条 調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格書に記載する。</p> <p>(入札参加者への周知)</p> <p>第5条 この要領の規定により最低制限価格を設定するときは、一般競争入札告示別表又は指名競争入札通知書等適宜の方法で周知する。</p> <p>(有効な入札書)</p>

第6条 この要領において、「有効な入札書」とは、次の各号いずれにも該当しないものをいう。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 競争入札に付する工事等ごとに定める入札参加資格のない者が入札した入札書
- (3) 開札までに前2号の入札参加資格を満たさなくなった者が入札した入札書
- (4) 苫小牧市契約に関する規則第54条の規定に該当し、無効となった入札書
- (5) 予定価格を超えた額で入札した入札書(事前公表、事後公表を問わない。)
- (6) 調査基準価格を下回る額で入札した入札書
- (7) 市が指定した方法以外により入札した入札書
(最低制限価格の算定方法)

第7条 最低制限価格は、対象工事等の調査基準価格以上、予定価格の10分の9の範囲内であって、有効な入札書の平均額に任意の係数を乗じて算定する。(係数は「0.95～1」とし、算定額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

2 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号が定める額を最低制限価格とする。

- (1) 前項により算定した額が調査基準価格以上、予定価格の10分の9以下の場合、その平均額
- (2) 前項により算定した額が予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格の10分の9の額
- (3) 前項により算定した額が調査基準価格以下の場合、調査基準価格

3 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、調査基準価格を最低制限価格とすることができる。

4 最低制限価格は、その決定後に入札の無効又は失格等があった場合においても、特別な事情がない限り変更はしないものとする。

第6条 この要領において、「有効な入札書」とは、次の各号いずれにも該当しないものをいう。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 競争入札に付する工事等ごとに定める入札参加資格のない者が入札した入札書
- (3) 開札までに前2号の入札参加資格を満たさなくなった者が入札した入札書
- (4) 苫小牧市契約に関する規則第54条の規定に該当し、無効となった入札書
- (5) 予定価格を超えた額で入札した入札書(事前公表、事後公表を問わない。)
- (6) 調査基準価格を下回る額で入札した入札書
- (7) 市が指定した方法以外により入札した入札書
(最低制限価格の算定方法)

第7条 最低制限価格は、対象工事等の調査基準価格以上、予定価格の10分の9の範囲内であって、有効な入札書の平均額に任意の係数を乗じて算定する。(係数は「0.95～1」とし、算定額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

2 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号が定める額を最低制限価格とする。

- (1) 前項により算定した額が調査基準価格以上、予定価格の10分の9以下の場合、その平均額
- (2) 前項により算定した額が予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格の10分の9の額
- (3) 前項により算定した額が調査基準価格以下の場合、調査基準価格

3 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、調査基準価格を最低制限価格とすることができる。

4 最低制限価格は、その決定後に入札の無効又は失格等があった場合においても、特別な事情がない限り変更はしないものとする。

(入札の執行)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者又は落札候補者とする。

2 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合、調査基準価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

(最低制限価格の公表)

第9条 最低制限価格を設定した入札があったときは、落札者の決定後、速やかに最低制限価格及び調査基準価格を公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 苫小牧市最低制限価格制度施行実施要領は、廃止する。

(入札の執行)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者又は落札候補者とする。

2 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合、調査基準価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

(最低制限価格の公表)

第9条 最低制限価格を設定した入札があったときは、入札執行者は、その執行後において最低制限価格及び調査基準価格を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行し、平成24年8月7日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から施行する。

苫小牧市工事費内訳書の提出等に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する工事の請負契約並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約（以下「工事等」という。）について、入札における不正行為の防止に寄与することを目的とする。

(対象とする工事)

第2条 予定価格が130万円を超える工事等のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付すものとする。

(工事費等内訳書の提出)

第3条 対象とする工事等にあつては、入札に当たり、入札金額に見合う工事費等内訳書又は業務費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

2 提出された内訳書は返却しない。

(様式と記載内容)

第4条 内訳書の様式は、別記様式第1号、第2号による。記載内容は、工種別、経費別等の金額とする。

(提出方法)

第5条 内訳書の提出は、入札書とともに公告等において指定された方法により提出する。

(入札の無効)

第6条 次に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とすることがある。

- (1) 内訳書が未提出の場合
- (2) 提出された内訳書が未記載である場合
- (3) 工事名を確認できない場合
- (4) 入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合
- (5) 内訳書に記名押印がない場合

(審査)

第7条 審査により、積算内容に不備があると認められた場合は、当該入札者の入札を無効とすることがある。また、談合等の不正行為が疑われる場合は、苫小牧市競争入札談合情報等事務取扱要領に基づき措置等を講ずる。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市工事費内訳書の提出等に関する試行実施要領は、廃止する。

「苫小牧市工事費内訳書の提出等に関する実施要領」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、<u>苫小牧市が発注する工事の請負契約並びに設計（監理を含む。）</u>、<u>測量及び地質調査業務の委託契約（以下「工事等」という。）</u>について、入札における不正行為の防止に寄与することを目的とする。</p> <p>(対象とする工事)</p> <p>第2条 予定価格が130万円を超える<u>工事等</u>のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付すものとする。</p> <p>(工事費等内訳書の提出)</p> <p>第3条 対象とする<u>工事等</u>にあつては、入札に当たり、入札金額に見合う工事費等内訳書又は業務費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 提出された内訳書は返却しない。</p> <p>(様式と記載内容)</p> <p>第4条 <u>内訳書</u>の様式は、別記様式第1号、第2号による。記載内容は、工種別、経費別等の金額とする。</p> <p>(提出方法)</p> <p>第5条 内訳書の提出は、入札書とともに<u>公告等において指定された方法により</u>提出する。</p> <p>(入札の無効)</p> <p>第6条 次に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とすることがある。</p> <p>(1) 内訳書が未提出の場合</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、<u>苫小牧市が発注する建設工事等(以下「工事」という。)</u>について、入札における不正行為の防止に寄与することを目的とする。</p> <p>(対象とする工事)</p> <p>第2条 予定価格が130万円を超える<u>工事</u>のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付すものとする。</p> <p>(工事費等内訳書の提出)</p> <p>第3条 対象とする<u>工事</u>にあつては、入札に当たり、入札金額に見合う工事費等内訳書又は業務費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 提出された内訳書は返却しない。</p> <p>(様式と記載内容)</p> <p>第4条 _____様式は、別記様式第1号、第2号による。記載内容は、工種別、経費別等の金額とする。</p> <p>(提出方法)</p> <p>第5条 内訳書の提出は、入札書とともに_____指定された方法にて提出する。</p> <p>(入札の無効)</p> <p>第6条 次に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とすることがある。</p> <p>(1) 内訳書が未提出の場合</p>

- (2) 提出された内訳書が未記載である場合
- (3) 工事名を確認できない場合
- (4) 入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合
- (5) 内訳書に記名押印がない場合

(審査)

第7条 審査により、積算内容に不備があると認められた場合は、当該入札者の入札を無効とすることがある。また、談合等の不正行為が疑われる場合は、苫小牧市競争入札談合情報等事務取扱要領に基づき措置等を講ずる。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市工事費内訳書の提出等に関する試行実施要領は、廃止する。

- (2) 提出された内訳書が未記載である場合
- (3) 工事名を確認できない場合
- (4) 入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合
- (5) 内訳書に記名押印がない場合

(審査)

第7条 審査により、積算内容に不備があると認められた場合は、当該入札者の入札を無効とすることがある。また、談合等の不正行為が疑われる場合は、苫小牧市競争入札談合情報等事務取扱要領に基づき措置等を講ずる。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から施行する。

苦小牧市工事等設計に係る予定価格の積算内訳の公表に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苦小牧市が発注する工事並びに設計(監理を含む。)、測量及び地質調査の委託業務(以下「工事等」という。)の予定価格の積算内訳の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象工事等)

第2条 予定価格の積算内訳を公表する工事等は、一般競争入札又は指名競争入札により財政部契約課が入札を実施する工事等で、予定価格が130万円を超えるものとする。

(公表の内容)

第3条 財政部契約課は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める予定価格の積算内訳に係る内容を公表することとする。

- (1) 工事契約 事業・工事区分、工種及び種別ごとの数量及び金額
- (2) 委託業務契約 業種区分、項目、工種及び種別ごとの数量及び金額

(公表の時期)

第4条 予定価格の積算内訳は、工事等の契約を締結した後、速やかに公表する。

2 工事等担当課は、工事等の契約を締結した後、速やかに予定価格の積算内訳の公表に必要な情報を財政部契約課に電子データにより送付することとする。

(公表の方法等)

第5条 予定価格の積算内訳の公表は、財政部契約課のホームページで行うものとする。

2 前項による公表の期間は、工事等の契約を締結した日の属する年度末から1年間とする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苦小牧市工事等設計に係る予定価格の積算内訳の公表に関する試行実施要領は、廃止する。

「苫小牧市工事等設計に係る予定価格の積算内訳の公表に関する実施要領」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、苫小牧市が発注する工事並びに設計(監理を含む。)、測量及び地質調査の委託業務(以下「工事等」という。)の予定価格の積算内訳の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公表の対象工事等)</p> <p>第2条 予定価格の積算内訳を公表する工事等は、一般競争入札又は指名競争入札により財政部契約課が入札を実施する工事等で、予定価格が130万円を超えるものとする。</p> <p>(公表の内容)</p> <p>第3条 財政部契約課は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める予定価格の積算内訳に係る内容を公表することとする。</p> <p>(1) 工事契約 事業・工事区分、工種及び種別ごとの数量及び金額</p> <p>(2) 委託業務契約 業種区分、項目、工種及び種別ごとの数量及び金額</p> <p>(公表の時期)</p> <p>第4条 予定価格の積算内訳は、工事等の契約を締結した後、速やかに公表する。</p> <p>2 工事等担当課は、<u>工事等の契約を締結した後</u>、速やかに予定価格の積算内訳の公表に必要となる情報を財政部契約課に電子データにより送付することとする。</p> <p>(公表の方法等)</p> <p>第5条 予定価格の積算内訳の公表は、財政部契約課のホームページで行うものとする。</p> <p>2 前項による公表の期間は、工事等の契約を締結した日の属する年度末から1年間とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、苫小牧市が発注する工事並びに設計(監理を含む。)、測量及び地質調査の委託業務(以下「工事等」という。)の予定価格の積算内訳の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公表の対象工事等)</p> <p>第2条 予定価格の積算内訳を公表する工事等は、一般競争入札、指名競争入札により財政部契約課が入札を実施する工事等で、予定価格が130万円を超えるものとする。</p> <p>(公表の内容)</p> <p>第3条 財政部契約課は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める予定価格の積算内訳に係る内容を公表することとする。</p> <p>(1) 工事契約 事業・工事区分、工種及び種別ごとの数量及び金額</p> <p>(2) 委託業務契約 業種区分、項目、工種及び種別ごとの数量及び金額</p> <p>(公表の時期)</p> <p>第4条 予定価格の積算内訳は、工事等の契約を締結した後、速やかに公表する。</p> <p>2 工事等担当課は、<u>入札日の午後</u>、速やかに予定価格の積算内訳の公表に必要となる情報を財政部契約課に電子データにより送付することとする。</p> <p>(公表の方法等)</p> <p>第5条 予定価格の積算内訳の公表は、財政部契約課のホームページで行うものとする。</p> <p>2 前項による公表の期間は、工事等の契約を締結した日の属する年度末から1年間とする。</p>

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市工事等設計に係る予定価格の積算内訳の公表に関する試行実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から実施する。

この工事は、苫小牧市発注工事です。

苫小牧市発注建設工事に係る下請保護要綱に基づき、以下の事項を守りましょう。
なお、すべての下請業者は、元請業者からの当該要綱の遵守指導の対象です。

苫小牧市

苫小牧市下請保護要綱のポイント

- 資材調達や下請発注は、
可能な限り、**地元業者を活用**
- 下請契約は書面で。①～③のいずれか。
 - ①契約書 ②注文書・請書＋基本契約書
 - ③注文書・請書＋基本契約約款
- 下請代金の支払方法は、
 - ・**できる限り現金払い。**
 - ・ただし、**労務費相当分は現金払い。**
 - ・現金・手形併用の場合、現金比率を高める。
 - ・手形の場合、**手形期間は90日以内。**
- 元請負人から下請負人への支払いは、
 - ・出来形部分払い・完成払いを受けた日から**1か月以内。**
 - ・元請負人が特定建設業の場合、下請工事の目的物引渡しの申出日から、**50日以内。**
 - ・元請負人が市から前払金を受けた場合、工事着手に必要な費用分は、前払金受領日から**1か月以内**に現金で前払い。



建設業の相談窓口

➤ 建設ホットライン

～建設工事における元請・下請間等のトラブルの相談窓口～

➤ 建設業サポートセンター

～建設業の支援に関する総合的な相談窓口～

【相談窓口】胆振総合振興局 TEL:0143-24-9593

【受付時間】9:00～12:00、13:00～17:00(開庁日)

➤ 建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

- ・公共工事品確法とその運用指針等、建設業に関する様々な相談
- ・公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報

【相談窓口】国土交通省 TEL:0570-004976

【受付時間】10:00～12:00、13:30～17:00(開庁日)

➤ 駆け込みホットライン

～建設業法違反通報窓口～

- ・元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反
- ・工事の施工現場に関する法令違反
- ・虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

【相談窓口】国土交通省 TEL:0570-018-240

【受付時間】10:00～12:00、13:30～17:00(開庁日)

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないよう十分注意して情報を取り扱います。